

30環清第152号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都八王子市長房町126番地の2

氏名 株式会社 まごころ清掃社

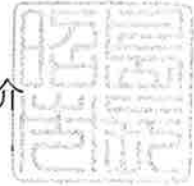
代表取締役 高野正道

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

平成30年12月3日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第47条第1項の規定に基づき、下記のとおり許可する。

平成30年12月 5日

昭島市長 臼井伸介



記

- |                |                                |
|----------------|--------------------------------|
| 1 取り扱う一般廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物<br>(紙くず・木くず・繊維くず・厨芥)  |
| 2 収集・運搬の区別     | 収集・運搬                          |
| 3 運搬先          | 昭島市清掃センターほか                    |
| 4 収集運搬の区域      | 収集運搬区域明細書のとおり                  |
| 5 許可期間         | 平成30年12月25日から<br>平成32年12月24日まで |

- この許可に不服があるときは、この許可証を受けとつた日の翌日から起算して3箇月以内に書面で昭島市長に対して、審査請求をすることができます。
- この許可については、この許可があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、昭島市を被告として（訴訟において昭島市を代表する者は昭島市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

# 複製禁止

## 6 許可条件

- ① 市域外から排出された廃棄物を市施設へ搬入しないこと。
- ② 市施設には指定の分別方法により搬入すること。
- ③ 産業廃棄物を同一車両に混載しないこと。
- ④ 古紙等の資源物は、市施設に搬入しないこと。
- ⑤ 今後、収集する事業者が増える場合は、改めて協議すること。
- ⑥ その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭島市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の規定を遵守すること。
- ⑦ 収集・運搬車両については、東京都ディーゼル車の排出ガス規制対策済車両であること。

変 更 事 項			
変 更 年 月 日 及 び 文 書 番 号	件 名	変 更 事 項	印